

CRISIS MANAGEMENT / SUSTAINABILITY NEWSLETTER

2024年11月号

ビジネスと人権：「人権×環境～生物多様性～」

I. はじめに

II. 人権と生物多様性とは

III. 関連する法規制

IV. 人権 DD と生物多様性

V. おわりに

森・濱田松本法律事務所

弁護士 御代田 有恒

TEL. 03 6266 8989

aritsune.miyoda@mhm-global.com

弁護士 高津 洸至

TEL. 045 295 1163 (横浜オフィス)

03 6266 8425 (東京オフィス)

koshi.takatsu@mhm-global.com

弁護士 山下 泰周

TEL. 03 6266 8988

taishu.yamashita@mhm-global.com

弁護士 深見 瑞

TEL. 03 5220 1950

mizuki.fukami@mhm-global.com

I. はじめに

近時、国内外を問わず、「ビジネスと人権」に関する取組みが企業にますます求められてきており、2024年5月にはEUにおいて、人権・環境デュー・ディリジェンスの実施等を企業に法的に義務付けることになるCSDDD（企業サステナビリティ・デュー・ディリジェンス指令）が採択されました。日本においても、2022年9月に「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」が策定され、2023年4月には政府調達において同ガイドラインに沿った取組みを行う努力義務を企業に課す方針が合意されるなど、企業に対する「ビジネスと人権」の取組みの要請が強まっています。

当事務所では、2022年に人権デュー・ディリジェンスの基礎等の連続ウェビナー（全6回）、2023年に『「ビジネスと人権」分野別連続ウェビナー（全10回シリーズ）』を開催いたしました¹、過日ご案内のとおり、本年は、『「ビジネスと人権」重要トピック別連続ウェビナー（全9回シリーズ）』を開催することとし、先日、その第8回として、「人権×環境～生物多様性～」と題するウェビナーを配信させていただきました²。

本ニュースレターでは、当該ウェビナーの概要をご紹介します。ご興味・ご関心をお持ちくださった方は、ぜひウェビナーもご覧ください。

¹ いずれもMHMマイページのアーカイブからご視聴いただけます。

2022年『<人権DD連続ウェビナー（全6回シリーズ）>』

2023年『「ビジネスと人権」分野別連続ウェビナー（全10回シリーズ）』

² 『「ビジネスと人権」重要トピック別連続ウェビナー（全9回シリーズ）第8回「人権×環境～生物多様性～」』

CRISIS MANAGEMENT / SUSTAINABILITY NEWSLETTER

II. 人権と生物多様性とは

「生物多様性」は、生物多様性条約において「すべての生物の間の変異性」と定義されています。そして、「生物多様性」は、エコシステム（生態系）から人々が享受する利益の基盤でもありとされています³。このような利益としては、①エコシステムから提供される資源（食料、木材、水等）に関する利益、②エコシステムそのものからの利益（空気・水質の浄化、自然災害の防止等）、及び③エコシステムによる文化等への利益が挙げられます。

そして、企業活動によって、生物多様性が喪失されると、エコシステムから提供される利益への負の影響が生じ、ひいては、人権が侵害される可能性があるとされています。侵害が想定される人権としては、清潔で健康的かつ持続可能な環境を享受する権利や、健康に関する権利、適切な生活水準に関する権利、文化活動に参加する権利や労働の権利が挙げられます。

生物多様性の喪失につながる企業活動

土地の使用用途の変更
故意・過失による外来種の導入
自然資源の過剰使用
事業活動による環境汚染
温室ガスの排出

エコシステムへの負の影響

エコシステムから提供される資源に関する利益（食料、木材、水等）への影響
エコシステムそのものからの利益（空気・水質の浄化、自然災害の防止等）への影響
エコシステムによる文化等の利益への影響

侵害されうる人権

清潔で健康的かつ持続可能な環境を享受する権利
健康に関する権利
適切な生活水準の権利
文化に参加する権利
労働の権利等

III. 関連する法規制

生物多様性の喪失と人権について、関連する主な条約・法令等は以下のとおりです。

³ Asia in Focus: Biodiversity and the Business and Human Rights Agenda（UNDP; 2024年6月）参照
https://www.undp.org/sites/g/files/zskgke326/files/2024-06/bhr-asia_in_focus-biodiversity_report-d3.pdf

CRISIS MANAGEMENT / SUSTAINABILITY NEWSLETTER

	条約・法令	概要
1	生物多様性条約	生物多様性の保全等を目的として締結。第 15 回締約国会議（COP15）にて、「昆明・モントリオール生物多様性枠組」（GBF）が採択され、2030 年までの世界の生物多様性保全の目標等が設定されている
2	生物多様性基本法	生物多様性条約に基づき日本における生物多様性の保全と持続可能な利用に関する施策を総合的・計画的に推進。主に国や地方公共団体の責務について規定
3	TNFD による開示フレームワーク v1.0（最終提言）	企業に対して自然関連への影響を開示することを促すための生物多様性を含む開示のフレームワーク
4	EU 森林破壊防止規則	一定の事業者に対し、EUDR 対象の 7 品目（牛、カカオ、コーヒー、パーム油、ゴム、大豆、木材）について、森林破壊の対象となる土地で生産されていないことを保証すること、森林破壊の有無やリスク評価、リスク低減策を含めたデュー・ディリジェンス宣誓書の提出を義務化
5	EU コーポレート・サステイナビリティ・デューデリジェンス指令（CSDDD）	一定規模以上の企業について、人権・環境に関する DD を義務化。環境に関する負の影響として、自然環境破壊、飲料水の入手を困難にする行為等が挙げられている
6	ドイツサプライチェーン法	一定規模以上の企業について、サプライチェーン上の人権・環境 DD の実施等の義務化。人権侵害を生じさせる有害な土壌の変化、水質汚染、大気汚染、有害な騒音の排出、水の過剰な消費や土地、森林及び水源の利用に関する事項も DD の対象
7	フランス企業注意義務法	一定の企業に対し、人権侵害・環境破壊を防止するための注意義務計画の作成・実施・公表を義務化

IV. 人権 DD と生物多様性

本項では、生物多様性の観点からの人権 DD の考え方の概要を紹介します。

UNDP⁴は、環境の観点からの人権 DD に関して、ガイドラインのドラフト⁵を発表し

⁴ UNDP の正式名称は、United Nations Development Programme（国連開発計画）で国連の機関です。

⁵ [Public Consultation on Human Rights Due Diligence and the Environment: Draft Guide for Business United Nations Development Programme \(undp.org\)](#)

CRISIS MANAGEMENT / SUSTAINABILITY NEWSLETTER

ています。同ガイドラインのドラフトでは、環境の観点からの人権 DD における特定・評価プロセスについて、事業関係全体での（潜在的な）人権及び環境への負の影響を特定・評価すべきこと、人権に即時または明白な負の影響がない場合であっても、（潜在的な）環境への負の影響を特定・評価すべきこと等の基本的な考え方が示されています。

また、人権 DD における生物多様性の喪失リスクに関する見方として、(i) Physical impacts（生物多様性それ自体からの影響）、(ii) Impacts associated with utilization of genetic and biodiversity resources（遺伝・生物的資源、バイオテクノロジーの研究開発に伴う負の影響）といった観点が提示されています。(i)の例としては、アマゾン流域におけるダム建設によって川の断絶が生じ、蚊が繁殖しやすい環境の池が連鎖的に生み出されたことによりマラリアが増加することになった例、(ii)の例としては、栄養価の高さが世界中で注目されたキヌアを企業が大規模に購入するようになった結果、キヌアの需要・価格が急騰し、生計手段と食料源をキヌアに依存している地域でキヌアを入手できなくなり女性の貧血率が上昇した例等が挙げられています。

是正対応を行う際の負の影響の優先順位付けの見方としては、(i) Scale（負の影響の重大性）、(ii) Scope（負の影響がどの程度広範囲に及ぶ（及び得る）か）、(iii) Irremediable character（負の影響が生じる前と同等の状態に回復することの困難性）といった観点が示されています。

さらに、是正対応の場面におけるアプローチ方法として、(i) Avoid（潜在的な負の影響に対し）、(ii) Reduce、(iii) Restore / Regenerate（顕在化した負の影響に対し）といった観点が示されています。(i)及び(ii)は、負の影響が生じ得る・また生じてしまった場合に、特定の地域や季節、生産流通プロセスにおいて事業活動や調達を避ける、減らす、代替することとされています。また、(iii)の具体例として、エコシステムの修復、農業・養殖業の支援、劣化した土地の再生、ダムの取り壊しによる水生生物の生息地再生等が挙げられています。

V. おわりに

生物多様性の喪失と人権の関係性については、生物多様性の喪失につながる事業活動により、エコシステムへの負の影響が生じ、人権侵害となり得るといった両者の関係性及び関連する法規制を理解することが肝要です。その上で、生物多様性の観点から人権 DD を実施していくことが重要と考えます。

CRISIS MANAGEMENT / SUSTAINABILITY NEWSLETTER

セミナー情報

- セミナー 『「ビジネスと人権」重要トピック別連続ウェビナー2024（全9回シリーズ）：第8回「人権×環境 ～生物多様性～」』
- 配信期間 2024年10月23日（水）～2024年11月29日（金）
- 講師 御代田 有恒、高津 洸至、山下 泰周、深見 瑞
- 講義時間 30分程度

No.	テーマ（予定）
1.	人権×AI
2.	人権×環境～気候変動～
3.	人権×エンタメ
4.	人権×地政学リスク
5.	人権×移民労働者
6.	人権×環境～環境汚染～
7.	人権×消費者
8.	人権×環境～生物多様性～
9.	人権×スポーツ

【お申込みに関して】

会員制ポータルサイト「[MHM マイページ](#)」にてご視聴申込みを受け付けております。

※MHM マイページのご登録がお済みでない方は、[こちら](#)より新規登録の上でお申込みをお願いいたします。

- セミナー 『[緊迫する中東情勢と通商法に関するアップデート](#)』
- 配信期間 2024年10月4日（金）～2025年1月6日（月）
- 講師 梅津 英明、大川 信太郎
- 主催 森・濱田松本法律事務所

【お申込みに関して】

会員制ポータルサイト「[MHM マイページ](#)」にてご視聴申込みを受け付けております。

※MHM マイページのご登録がお済みでない方は、[こちら](#)より新規登録の上でお申込みをお願いいたします。

CRISIS MANAGEMENT / SUSTAINABILITY NEWSLETTER

- セミナー 『営業秘密侵害の予防策と有事における実務対応～営業秘密の保護のための予防策から万一の際の刑事・民事の実務対応まで元検事が明快に解説～』

配信期間 2024年11月1日（金）10:00～2024年11月29日（金）17:00

講師 今泉 憲人

主催 株式会社プロネクサス
- セミナー 『第26回 SARBLAB セミナー 「人権デューデリジェンス」』

開催日時 2024年11月19日（火）14:00～15:00

講師 小田 大輔

主催 一般社団法人 第二地方銀行協会 SARBLAB 室
- セミナー 『ケーススタディ！ 役職員不正対応～具体的な調査手法から民事刑事対応・役職員処分も解説～』

開催日時 2024年11月28日（木）13:30～16:30

講師 今泉 憲人

主催 株式会社経営調査研究会
- セミナー 『「ビジネスと人権」に関する最新動向と実務対応～日本政府ガイドラインとEUのCSDDDも踏まえて～』

開催日時 2024年12月4日（水）10:00～12:00

講師 御代田 有恒

主催 一般社団法人企業研究会
- セミナー 『ケーススタディ&グループディスカッションで学ぶ 海外ガバナンス・コンプライアンス・リスクマネジメント～地政学リスク・人権等も含め、変動する世界に対応するために～【会場開催（有料）】』

開催日時 2024年12月13日（金）15:00～17:30

講師 梅津 英明

主催 株式会社商事法務
- セミナー 『ケーススタディ 役職員不正対応の勘所～実効的な調査手法から民事刑事・役職員処分まで～』

開催日時 2024年12月20日（金）14:00～17:00

講師 今泉 憲人

主催 一般社団法人企業研究会